

兵庫県公報

平成28年2月5日 金曜日 第2770号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	5
○国土調査の成果の認証（同）	5
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	7
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	7
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○同 上（同）	8
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○平成20年兵庫県告示第116号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○平成21年兵庫県告示第1202号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○平成22年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○平成22年兵庫県告示第400号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	14
警察本部公告	
○入札公告	16

告 示

兵庫県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日

ライフ調剤薬局藤江店	明石市藤江1353-3	平成28年1月1日
協栄薬局大久保店	同 市大久保町駅前1-18-17-102	同
ウエルシア薬局芦屋打出店	芦屋市打出小槌町12-8	平成27年12月1日
小泉医院	伊丹市安堂寺町1-32	同
ウエルシア薬局伊丹野間店	同 市野間7-1-3	同
ウエルシア薬局伊丹昆陽店	同 市昆陽南1-2-7	同
ウエルシア薬局伊丹桜台店	同 市中野北3-6-6 シェモアⅡ	同
渡部歯科医院	宝塚市逆瀬川2-1-10	同
ウエルシア薬局宝塚中筋店	同 市中筋8-11-63	同
ウエルシア薬局川西アステ店	川西市栄町25-1 アステ川西TENPO175内210号	同
ウエルシア薬局川西能勢口店	同 市栄町10-5-104 パルティ川西1F	同
めぐみ小野訪問看護ステーション	小野市王子町1171	平成27年12月22日
兵庫医科大学ささやま訪問看護ステーション「デカンショ」	篠山市黒岡1047-1	平成28年1月1日



兵庫県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
ケアーズ大久保訪問看護リハビリステーション	明石市大久保町大窪191-7
ウエルシア芦屋打出薬局	芦屋市打出小槌町12-8
ウエルシア伊丹野間薬局	伊丹市野間7-1-3
ウエルシア伊丹桜台薬局	同 市中野北3-6-6 シェモアⅡ
ウエルシア伊丹昆陽薬局	同 市昆陽南1-2-7
小泉医院	同 市安堂寺町1-32
渡部歯科医院	宝塚市逆瀬川2-1-10
ウエルシア宝塚中筋薬局	同 市中筋8-11-63
是枝医院	高砂市曾根町455-1
ウエルシア川西能勢口薬局	川西市栄町10-5-104 パルティ川西1F
ウエルシア川西アステ薬局	同 市栄町25-1 アステ川西TENPO175内210号
ひまわり薬局岩屋店	淡路市岩屋2942-15



兵庫県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
吉田医院	明石市松が丘5-6-1	吉 田 誠	明石市松が丘5-6-1	平成27年11月1日
オカノ薬局本店	同 市大明石町1-7-4 白菊グランドビル1F	有限会社オカノ薬局	明石市大明石町1-7-4	同 年12月1日
ひだまり	たつの市神岡町東薺崎543	社会福祉法人桑の実園福祉会	たつの市揖西町小神字塚原1551	同 年6月25日
ひだまりⅡ	同 市神岡町東薺崎552-1	同 上	同 上	同 年9月1日
小たつの家	同 市揖保川町半田字辻姫1303	同 上	同 上	同
鮎水	同 市揖保川町市場字前田203	同 上	同 上	同
庵みつ	同 市御津町釜屋字寅浜新田99-21	同 上	同 上	同
いぶき薬局	加古郡稲美町六分一1362-83	株式会社ロイヤルサイエンス	加古郡稲美町国岡2-9-16	平成27年8月1日
あゆみ薬局	同 郡同 町国岡2-9-16	同 上	同 上	同 年12月9日
おきだい薬局	揖保郡太子町沖代162-4	有限会社ヤギ調剤薬局	姫路市広畑区高浜町1-99-1	同 月21日



兵庫県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容

カサブランカ居宅介護 支援センター	明石市大久保町江井島 209-1	有限会社エイプラスア ール	明石市大久保町西島839 -1	所在地
ポラリスデイサービス センター中筋	宝塚市中筋2-8-2	株式会社ポラリス	宝塚市伊子志3-2- 30	名称・所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
リハビリデイサービス n a g o m i 西明石店	明石市小久保4-12-6	モリス株式会社	高砂市米田町島83-1
ケアーズ大久保訪問看護リ ハビリステーション	同 市大久保町大窪191-7	株式会社アルファー	徳島市南沖洲5-4-20
アネモネこどもクリニック	伊丹市鴻池6-9-25	横 井 俊 明	宝塚市宝松苑27-2
リハビリデイサービス n a g o m i 加古川店	加古川市野口町坂元105-1	モリス株式会社	高砂市米田町島83-1
アイン薬局宝塚店	宝塚市安倉北2-1-33	株式会社アインファーマシ ーズ	札幌市白石区東札幌五条2 -4-30



兵庫県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
あかね整骨院	明石市大久保町茜2-10-24	安 井 良 憲	明石市大久保町大窪748-2 V I O L E T 202	平成27年12月1日



兵庫県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

後川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	今 西 和 義	篠山市後川奥140番地
同	内 藤 武	同 市後川中173番地
同	石 田 光 男	同 市後川下189番地
同	土 井 良 文	同 市後川上1106番地
同	大 西 克 己	同 市後川中235番地

同	小 畠 茂	同	市後川上599番地1
同	倉 高 世	同	市後川上444番地1
同	倉 守	同	市後川上358番地
同	石 田 博 史	同	市後川下271番地
監 事	倉 均	同	市後川上679番地
同	小 倉 悟	同	市後川上334番地
同	大 西 博 一	同	市後川中236番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

小 畠 茂

石 田 光 男

澤 田 靖 夫

土 井 良 文

石 田 肇

福 本 信 之

前 田 稔

倉 高 世

倉 守

小 倉 悟

倉 均

内 藤 喜久一

住 所

篠山市後川上599番地1

同 市後川下189番地

三田市狭間が丘2丁目29番地3

篠山市後川上1106番地

同 市後川下286番地2

同 市後川中245番地

同 市後川中282番地

同 市後川上444番地1

同 市後川上358番地

同 市後川上334番地

同 市後川上679番地

同 市後川中62番地



兵庫県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成28年1月25日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	山田地区	平成28年2月5日から 同 月25日まで	淡路市役所



兵庫県告示第114号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
姫路市
- (2) 調査を行った期間
平成23年8月から平成26年2月まで

- (3) 成果の名称
姫路市大字安富町関の一部（第7地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
姫路市安富町関の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月21日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成24年7月から平成26年2月まで
- (3) 成果の名称
西脇市板波町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市板波町の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月21日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成24年7月から平成26年2月まで
- (3) 成果の名称
西脇市野村町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市野村町の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月21日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成26年2月まで
- (3) 成果の名称
たつの市〔大字龍野町島田の一部（3）〕の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市龍野町島田の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月21日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町加美区（大字轟（山林Ⅱ）・山口（山林）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町加美区轟及び山口の各一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月21日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成24年5月から平成26年7月まで

- (3) 成果の名称
新温泉町竹田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡新温泉町竹田の一部
- (5) 認証年月日
平成28年1月21日



兵庫県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町口長谷字中尾817の1、817の2、818から822まで、824の29から824の31まで、824の33から824の37まで、824の39、824の40、824の42から824の44まで、824の57、824の48（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中尾817の1・819・820・824の30・824の31・824の35・824の44（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第116号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
たつの市龍野町大道字己之改419番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物



兵庫県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間

平成28年 2 月 1 日から同年 3 月31日まで

3 作業地域

尼崎市長洲本通一丁目外



兵庫県告示第118号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 2 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
3 級基準点測量（新設）
- (2) 作業期間
平成28年 2 月16日から同年 3 月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市堀切町

- 2 (1) 作業種類
4 級基準点測量（新設）
- (2) 作業期間
平成28年 2 月16日から同年 3 月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市仁川町 2 丁目



兵庫県告示第119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 2 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伏見台東谷川Ⅰ (230000128)	川西市丸山台三丁目 川辺郡猪名川町伏見台三丁目 (別図1のとおり)	土石流
天神公園谷Ⅱ (230000145)	川西市石道 川辺郡猪名川町差組 (別図2のとおり)	土石流

(別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所、川西市役所及び猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 2 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

若狭野町Ⅲ_1 (109000303)	相生市若狭野町寺田 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
上土井(3)Ⅲ_1 (109000304)	相生市若狭野町上土井 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊
坪根(2)Ⅰ_1 (109000305)	相生市相生 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 3 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 2 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田Ⅲ-1 (113000237)	赤穂市有年牟礼 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田Ⅲ-2 (113000238)	赤穂市有年牟礼 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊
富原Ⅲ-1 (113000239)	赤穂市中山 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊
真殿Ⅲ-1 (113000240)	赤穂市真殿 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊
真殿Ⅲ-2 (113000241)	赤穂市真殿 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 5 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第122号

平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 2 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

寺の上Ⅰ(102020003)の項中別図 3、御室寺Ⅰ(102020006)の項中別図 6、奥Ⅰ(102020007)の項中別図 7、山谷(1)Ⅰ(102020008)の項中別図 8、加賀山Ⅰ(102020010)の項中別図10、尻貝(2)Ⅰ(102020013)の項中別図13、右ノ浦(2)Ⅰ(102020019)の項中別図19、真浦南川Ⅰ(202020001)の項中別図29、新井東川Ⅰ(202020003)の項中別図31、おもどり西川Ⅰ(202020004)の項中別図32を改める。



兵庫県告示第123号

平成20年兵庫県告示第116号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備

え置いて縦覧に供する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

東中野Ⅱ(113000164)の項中別図75、野田Ⅲ(113000188)の項中別図99、三軒家(1)Ⅲ(113000189)の項中別図100、檜原新田Ⅲ(113000190)の項中別図101、山田Ⅲ(113000192)の項中別図103、北畠Ⅲ(113000193)の項中別図104、畑Ⅲ(113000194)の項中別図105、山手(1)Ⅲ(113000197)の項中別図108、山手(2)Ⅲ(113000198)の項中別図109、北組Ⅲ(113000199)の項中別図110、上組(3)Ⅲ(113000202)の項中別図113、横山(1)Ⅲ(113000203)の項中別図114、横山(2)Ⅲ(113000204)の項中別図115、横山(3)Ⅲ(113000205)の項中別図116、西中野Ⅲ(113000210)の項中別図121、東中野Ⅲ(113000211)の項中別図122、富原Ⅲ(113000214)の項中別図125、真殿Ⅲ(113000215)の項中別図126、周世(2)Ⅲ(113000217)の項中別図128、西有年(4)Ⅱ(213000053)の項中別図180、宮裏川Ⅱ(213000057)の項中別図184を改める。



兵庫県告示第124号

平成21年兵庫県告示第52号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

坪根(2)Ⅰ(109000109)の項中別図108、上土井(5)Ⅲ(109000167)の項中別図166、下土井Ⅲ(109000169)の項中別図168、寺田(1)Ⅲ(109000170)の項中別図169、寺田(2)Ⅲ(109000171)の項中別図170、寺田(3)Ⅲ(109000172)の項中別図171、若狭野町Ⅲ(109000173)の項中別図172、西後明(3)Ⅲ(109000176)の項中別図175、入野Ⅲ(109000178)の項中別図177、小坪Ⅰ(209000013)の項中別図214を改める。



兵庫県告示第125号

平成21年兵庫県告示第1202号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

小河(2)Ⅲ(109000292)の項中別図89、小河(3)Ⅲ(109000293)の項中別図90、小河(4)Ⅲ(109000294)の項中別図91、小河(5)Ⅲ(109000295)の項中別図92、小河(6)Ⅲ(109000296)の項中別図93、小河(8)Ⅲ(109000298)の項中別図95、上土井(2)Ⅲ(109000300)の項中別図97、上土井(3)Ⅲ(109000301)の項中別図98、上土井(5)Ⅲ(109000302)の項中別図99を改める。



兵庫県告示第126号

平成22年兵庫県告示第348号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

能倉cⅡ(128020039)の項中別図39、本谷gⅢ(128020055)の項中別図55、生栖cⅢ(128020076)の項中別図76、生栖dⅢ(128020077)の項中別図77、生栖gⅢ(128020079)の項中別図79、上西深aⅢ(128020090)の項中別図90を改める。



兵庫県告示第127号

平成22年兵庫県告示第400号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

草木 g Ⅲ (128020220) の項中別図9、草木 h Ⅲ (128020221) の項中別図10、下千町 a Ⅲ (128020228) の項中別図17、千町 b Ⅲ (128020229) の項中別図18、阿舎利 B Ⅱ (128020231) の項中別図20、阿舎利 C Ⅱ (128020232) の項中別図21、阿舎利 d Ⅲ (128020237) の項中別図26、上岸田 I (128020238) の項中別図27、上岸田 a Ⅲ (128020247) の項中別図36、中垣内 a Ⅲ (128020267) の項中別図56、黒原 b Ⅲ (128020283) の項中別図72、黒原 d Ⅲ (128020284) の項中別図73、富士野 c Ⅲ (128020321) の項中別図110、倉床 a Ⅲ (128020322) の項中別図111、倉床 b Ⅲ (128020323) の項中別図112、倉床 j Ⅲ (128020325) の項中別図114、富士野 e Ⅲ (128020327) の項中別図116、千町川 I (228020112) の項中別図118、西栗山川 Ⅱ (228020118) の項中別図124、クジヤ川 Ⅱ (228020120) の項中別図126、上山出川 I (228020127) の項中別図133、中山出川 I (228020128) の項中別図134を改める。



兵庫県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寺の上 I (102020003)	姫路市家島町真浦 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
御室寺 I (102020006)	姫路市家島町真浦 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥 I (102020007)	姫路市家島町真浦 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山谷(1) I (102020008)	姫路市家島町真浦 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
加賀山 I (102020010)	姫路市家島町真浦 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
尻貝(2) I (102020013)	姫路市家島町真浦 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
右ノ浦(2) I (102020019)	姫路市家島町真浦 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
真浦南川 I (202020001)	姫路市家島町真浦 (別図8のとおり)	土石流	別図8のとおり
新井東川 I (202020003)	姫路市家島町真浦 (別図9のとおり)	土石流	別図9のとおり
おもどり西川 I (202020004)	姫路市家島町真浦 (別図10のとおり)	土石流	別図10のとおり

(別図1から別図10までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下土井Ⅲ (109000169)	相生市若狭野町下土井 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
寺田(2)Ⅲ (109000171)	相生市若狭野町寺田 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
寺田(3)Ⅲ (109000172)	相生市若狭野町寺田 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
若狭野町Ⅲ (109000173)	相生市若狭野町寺田 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
若狭野町Ⅲ_1 (109000303)	相生市若狭野町寺田 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
西後明(3)Ⅲ (109000176)	相生市若狭野町西後明 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
入野Ⅲ (109000178)	相生市若狭野町入野 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上土井(5)Ⅲ (109000167)	相生市矢野町上土井 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
寺田(1)Ⅲ (109000170)	相生市矢野町上土井 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小河(2)Ⅲ (109000292)	相生市矢野町小河 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
小河(3)Ⅲ (109000293)	相生市矢野町小河 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小河(4)Ⅲ (109000294)	相生市矢野町小河 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小河(5)Ⅲ (109000295)	相生市矢野町小河 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小河(6)Ⅲ (109000296)	相生市矢野町小河 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
小河(8)Ⅲ (109000298)	相生市矢野町小河 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上土井(2)Ⅲ (109000300)	相生市矢野町上土井 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

上土井(3)Ⅲ (109000301)	相生市矢野町上土井 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上土井(3)Ⅲ_1 (109000304)	相生市矢野町上土井 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上土井(5)Ⅲ (109000302)	相生市矢野町上土井 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
坪根(2)Ⅰ (109000109)	相生市相生 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
坪根(2)Ⅰ_1 (109000305)	相生市相生 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
小坪Ⅰ (209000013)	相生市相生 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり

(別図 1 から別図22までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 2 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東中野Ⅱ (113000164)	赤穂市西有年 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
野田Ⅲ (113000188)	赤穂市有年檜原 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
三軒家(1)Ⅲ (113000189)	赤穂市有年檜原 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
檜原新田Ⅲ (113000190)	赤穂市有年檜原 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
山田Ⅲ (113000192)	赤穂市有年牟礼 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
山田Ⅲ- 1 (113000237)	赤穂市有年牟礼 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
山田Ⅲ- 2 (113000238)	赤穂市有年牟礼 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
北畠Ⅲ (113000193)	赤穂市有年牟礼 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
能倉 c II (128020039)	宍粟市一宮町能倉 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
本谷 g III (128020055)	宍粟市一宮町東河内 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
生栖 c III (128020076)	宍粟市一宮町生栖 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
生栖 d III (128020077)	宍粟市一宮町生栖 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
生栖 g III (128020079)	宍粟市一宮町生栖 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上西深 a III (128020090)	宍粟市一宮町西深 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
草木 g III (128020220)	宍粟市一宮町草木 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
草木 h III (128020221)	宍粟市一宮町草木 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下千町 a III (128020228)	宍粟市一宮町千町 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
千町 b III (128020229)	宍粟市一宮町千町 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
阿舎利 B II (128020231)	宍粟市一宮町河原田 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
阿舎利 C II (128020232)	宍粟市一宮町河原田 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
阿舎利 d III (128020237)	宍粟市一宮町河原田 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上岸田 I (128020238)	宍粟市一宮町上岸田 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上岸田 a III (128020247)	宍粟市一宮町上岸田 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中垣内 a III (128020267)	宍粟市一宮町横山 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黒原 b III (128020283)	宍粟市一宮町黒原 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

黒原 d Ⅲ (128020284)	宍粟市一宮町黒原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
富士野 c Ⅲ (128020321)	宍粟市一宮町倉床 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
倉床 a Ⅲ (128020322)	宍粟市一宮町倉床 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
倉床 b Ⅲ (128020323)	宍粟市一宮町倉床 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
倉床 j Ⅲ (128020325)	宍粟市一宮町倉床 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
富士野 e Ⅲ (128020327)	宍粟市一宮町倉床 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
千町川 I (228020112)	宍粟市一宮町千町 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
西栗山川 II (228020118)	宍粟市一宮町河原田 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
クジャ川 II (228020120)	宍粟市一宮町河原田 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
上山出川 I (228020127)	宍粟市一宮町黒原 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
中山出川 I (228020128)	宍粟市一宮町黒原 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり

(別図1から別図28までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年2月5日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

1 調達内容

(1) 物品名

更新時講習等に使用する教本 約685,000部

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)まで

(4) 履行場所

兵庫県警察本部の指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込み期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該物品の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 佐藤
電話 (078) 341-7441 内線2274
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成28年2月5日(金)から同月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成28年3月24日(木)午前11時 兵庫県警察本部4階休養室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年3月23日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年3月23日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成28年2月19日(金)午後5時までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be trust:

The textbook to use at a course of extended, about 685,000 textbooks

(3) Trust period:

From April 1, 2016 through March 31, 2017

(4) Trust places:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. assigns

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 February 19, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 March 23, 2016 by mail

11:00 March 24, 2016 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Sato, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext.2274